

4 西部・南部丘陵地エリア

本エリアは、市域の北西から南東に位置し、大部分が保安林と農業振興地域で構成され、山裾・山あいには集落・住宅団地が位置している、豊かな自然環境が残るエリアです。



西部・南部丘陵地エリア 土地利用現況図

（1）エリアの現状と課題

① 人口

- ・南姫地区では、平成17年以降減少傾向に転じ、今後も少子化、高齢化の影響による人口減少が予測されます。

② 土地利用

- ・集落地、住宅団地のコミュニティ維持や地域活力の向上を目的とする開発許可基準条例に基づいて、条例適用区域内の建築・開発行為について弾力的に運用しています。

③ 居住環境

- ・当地域では、住宅団地、集落地及び県道沿いに広がる沿道集落地において、緑に囲まれた良好な居住環境のもと、住宅地が形成されています。近年、住宅団地では、団地内の高齢化や空き家の増加が課題となっています。
- ・廿原町、諏訪町、三の倉町、北小木町などの山あいに立地する集落地では、自然の恵みが享受できる環境を維持しています。

④ 交通環境

○道路

- ・広域交通網の充実を図るため、（都）国道248号線多治見バイパスの4車線化が進められています。

○公共交通

- ・古虎渓駅、姫駅が名古屋などへの広域移動の拠点となっています。
- ・自主運行バス諏訪線が運行されています。
- ・地域内交通である地域あいのりタクシー（南姫、廿原、池田地区の一部で運行）や、バスタク等により、拠点間の移動手段を確保しています。

⑤ 公園緑地及び自然環境

- ・市街地を取り巻く森林地域では、多くの採石場や埋め立て処分場が操業しており、緑の分断が見られます。
- ・保安林・農用地区域指定や、「北小木のホタル」の市天然記念物指定などにより自然的環境が継続的に保たれています。
- ・池田地区の土岐川右岸地域において、斜面緑地を主体に風致地区が指定されています。
- ・「深山の森」、「潮見の森」などが整備され、市民の憩いの場となっています。
- ・農業振興地域の農用地区域において耕作放棄地が増加しています。
- ・廿原地区では、都市近郊の立地を活かし、観光農園を開設しています。

⑥ その他の都市施設

- ・市街化区域を中心に整備を進めてきた公共下水道事業は、南姫地区等の市街化調整区域へと整備を拡大しています。
- ・多治見市火葬場（華立やすらぎの杜）は、周囲の環境に配慮しながら適切に維持管理しています。

（2）まちづくりのテーマ及び目標

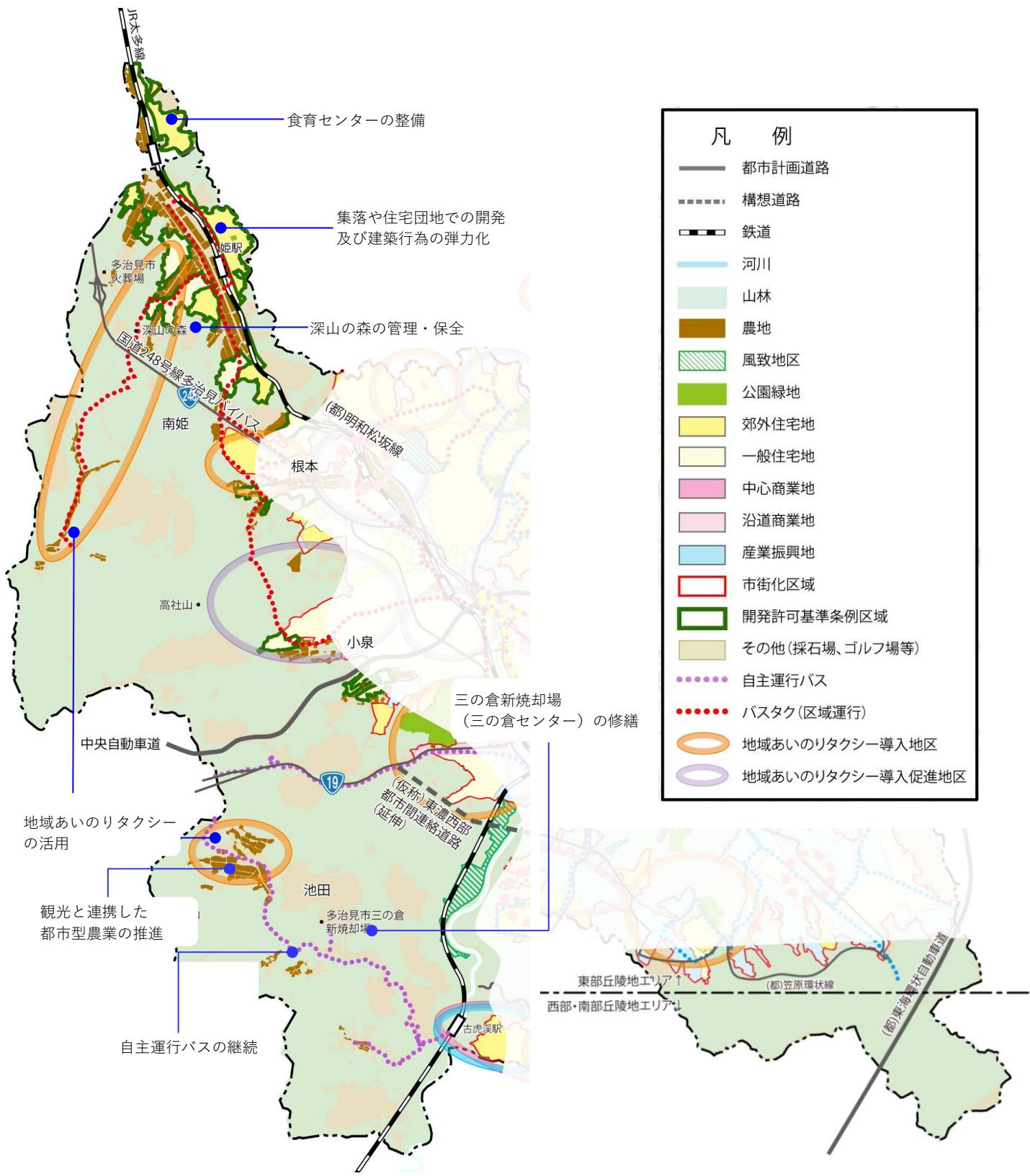
エリアの現状と課題を踏まえ、まちづくりのテーマ及び目標を以下のように設定します。

『里山の緑とともに暮らすまちづくり』

- ① 広域的に優れた森林機能を有する緑を保全するとともに、まとまりある農地を地域の優れた自然環境として保全し、農業振興と調和のとれた暮らしを維持していくエリアとします。
- ② 開発許可基準条例を活用したコミュニティの維持を図ります。
- ③ 山あいに立地する集落地において、地域周辺の優れた環境を有する森林や農地の保全・管理計画と連携し、自然の中での活動や自然環境を体感できる場の創出を図ります。

(3) まちづくりの整備方針及び取組

まちづくりのテーマ及び目標を踏まえ、整備方針及び取組を以下のように設定します。



西部・南部丘陵地エリア 将来構想図

① 土地利用（区域区分、用途地域に特化）

- ・市街地に隣接又は近接する集落や住宅団地では、集落地のコミュニティの維持や地域活力の向上を図るため、周辺の自然的環境との調和を図りながら、引き続き開発許可基準条例による、開発及び建築行為の弾力化を図っていきます。
- ・原則として市街化調整区域での開発は抑制します。ただし、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発については許容します。
- ・新規に整備する事業用地にあっては、公共下水道や道路などの都市施設計画、給水計画などに支障をきたさないことはもちろん、市街化調整区域での整備にあっては地区計画などにより都市計画の内容を明確にして整備を進めます。

② 居住環境

- ・住宅地周辺の段丘斜面や里山的な樹林地・農地の適切な保全と管理に努めるとともに、自然環境や豊かな風景と調和する居住環境の形成を図ります。
- ・里山的な樹林地と農地が介在する地区においては、適切な保全と管理を行い、田園風景と調和するまち並みの形成を図ります。また、農地周辺において、既存住宅等を活用した都市型農業の担い手の育成と定住促進を図ります。

③ 交通環境

○ 公共交通

- ・池田南地区において、自主運行バス諏訪線（スクールバス兼用）の運行を継続します。
- ・地域あいのりタクシーがより使いやすいものとなるよう地域と協議の上制度を見直し、運行団体の拡大を図ります。また、各地域の導入実績や優良事例を踏まえ、地域内交通の導入支援を行うとともに、地域内交通の制度の改善を図りながら地域の移動手段を確保します。

④ 防災・減災

- ・土砂災害特別警戒区域の指定により、災害のおそれがある場所での宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、土砂災害警戒区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。

⑤ 公園緑地及び自然環境

- ・広範囲にわたって優れた森林機能を有するエリアとして、緑地を保全していきます。また、採石場や埋立処分場の操業で失われた緑の回復を図っていきます。
- ・農地の耕作放棄や後継者不足等の農業問題をふまえた地域活力の低下を抑制するため、市民農園や観光農園による農業振興施策を展開するなど、観光と連携した都市型農業の推進に向けた取組を進めます。
- ・「深山の森」、「潮見の森」などの大規模な緑地や保健保安林及び「高社山」、「弥勒山」、「道樹山」などのレクリエーションや眺望で親しまれている山稜について、市民がふれあえる機会を増やすことで、緑の管理や保全に対する意識啓発に努め、集落地における里山環境の保全を図っていきます。

- ・池田地区の土岐川右岸沿いに指定している風致地区について、区域の拡大を検討します。

⑥ その他の都市施設

- ・市街地に隣接又は近接する集落地と住宅団地をはじめとして、公共下水道事業を実施します。また、公共下水道の計画区域以外の地域では合併処理浄化槽の普及促進を図り、公共水域の水質保全に努めます。
- ・多治見市三の倉新焼却場（三の倉センター）の安定稼働のため整備計画を策定し、大規模修繕を行います。
- ・食育の拠点となる食育センターを南姫地区に整備します。